

利用団体遵守事項

1. 利用に当たって

- (1) 利用者は、市に登録した団体の会員であること。未成年のみの利用は不可。
- (2) 利用代表者は、事前に公民館で必ず利用日を申請し、使用許可を受けること。
- (3) 利用者は、申請した利用日、利用開始および終了時刻を守ること。(清掃時間含む)
- (4) 使用中は代表者及び管理指導員の指示に従うこと。
- (5) 使用にあたっては、隣接する住民に夜間の騒音等で迷惑をかけないこと。

2. 管理指導日誌の提出

- (1) 使用許可を得た月分について必ず日誌に必要事項を記入し、翌月中に公民館へ提出すること。
なお、減免対象外の団体は、事前に購入した利用券(シール)を使用時間に応じ日誌に貼ること。
- (2) 購入した利用券は、天災など利用者の責めによらない場合を除き、返金しない。
- (3) 使用許可を受けたが利用しなかった場合、その旨を管理指導日誌に記入し提出すること。

3. 体育館について

- (1) 体育館内は飲食禁止。(水分補給用飲料は認めます)
- (2) 体育館内は火気使用禁止。
- (3) 室内用シューズを着用すること。ダンスシューズは床を保護するカバーを必ず使用のこと。
- (4) 利用後は清掃をすること。(可能な限り水分を避けて乾拭きで)
- (5) 点検と戸締まりは充分注意を払い必ず確認すること。鍵の開閉は成人が行うこと。
- (6) ゴミ類は必ず持ち帰ること。忘れ物をしないこと。
- (7) 電気の消し忘れに注意すること。
- (8) ボール蹴り行為(フットサル、シュート・ドリブル・蹴って転がす練習などもすべて)は禁止。

4. 校庭・庭球場等

- (1) ゴミ類は必ず持ち帰ること。
- (2) 利用後は整備清掃すること。

5. 器具庫内の整理整頓

- (1) 使用する用具以外はみだりに出さないこと。

6. 連れの子どもに子守りをつける

- (1) 子どもを連れた利用の場合は、子守りを必ずつけ事故のないよう努めること。
※器具庫内や舞台などで、遊ばせないこと。

7. 物品の破損等について

使用した施設及び器具等を破損した場合、速やかにスポーツ推進課及び学校へ報告すること。
なお、破損した物は、早急に使用団体が責任を持って補修すること。

8. その他

- (1) 学校敷地内は、禁煙です。体育館、校庭及び駐車場内においても喫煙しないこと。
- (2) 自家用車は駐車場へ置き、運動場には車を乗り入れないこと。
- (3) 校門を施錠する学校にあっては必ず閉めて帰ること。
- (4) 車上荒らし等に注意すること。(貴重品は車内に置かない・持ってこない)
- (5) 靴などの私物は、目の届く場所に置き個人で管理すること。